

平成15年12月5日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日時 平成15年12月5日  
開会 13時25分 閉会 15時20分
- 2 場所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名  
委員長 千葉 幹雄 副委員長 前川 敏春  
委員 中橋 友子 小田 良一 前川 雅志 杉山 晴夫 坂本 偉  
議長 本保 征喜
- 4 説明員  
商工観光課長 本保 武 観光労働係長 金田恭之  
土地改良課長 土井昌一 管理係長 堀川雅盛 耕地係長 萬谷 司 農村整備係長 須田明彦
- 5 傍聴者  
豊島善江 野原恵子
- 6 事務局  
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 7 審査事件 陳情の審査  
陳情第4号 季節労働者冬期援護支援制度に関する陳情  
所管事務調査  
・観光、運輸に関する事項  
・労政及び消費生活に関する事項  
・土地改良に関する事項
- 8 審査結果  
陳情第4号 季節労働者冬期援護支援制度に関する陳情 ～ 継続審査
- 9 審査内容 陳情第4号 ～ (別紙のとおり)  
所管事務調査 ～ (別紙のとおり)

## ◇審査内容

(13 : 25 開会)

- 委員長（千葉 幹雄） 只今より、産業建設常任委員会を開催いたします。本日の案件は先程本会議に於いて付託されました、陳情の審査と、所管事務調査であります。

それでは議案1の付託されました陳情第4号、季節労働者冬期援護制度に関する陳情を議題といたします。審査に入る前に事務局に要旨について、趣旨について朗読をして頂きたいというふうに思います。お願い致します。
- 事務局長（高橋平明） （別紙、陳情第4号、季節労働者冬期援護制度に関する陳情朗読）
- 委員長（千葉 幹雄） 只今、局長に朗読をしていただきました。今日は陳情の代表であります桧森さんはお見えになっていませんけれども、この中で質問とか解らない点などあれば、事務局も当事者ではございませんけれども解る範ちゅうで質問にお答えをしたいというふうに思いますけれども、特にこの文章に対する質問はございませんか。
- 小田委員 文書というか、この趣旨なんです、これ3年間の時限立法のはずなんです、ずーと続いてきているということについてどうなんでしょうかね、やはり建築業界あたりでは冬場の仕事ということで冬場の雇用というものもやられている所も有りますし、これ北海道だけがこのような趣旨で陳情を出されているのかお聞きしたいと思います。
- 委員長（千葉 幹雄） 北海道以外のところを出しているか、内地府県も出しているのか、その辺については解りかねます。
- 杉山委員 本制度は昭和49年の雇用保険法の改正に伴って昭和52年の11月に、この制度が出来たと私は伺っております。小田議員が云われたように、当初から3年間の時限立法であった、これまでに約8回延長された私の調査ではなっており、今回が9回目だと思うわけでございます。いずれにしても雇用情勢が厳しい現況下でありますし、また更には積雪寒冷という本道の特殊事情でもありますので、陳情に対しては一定の理解を示すわけですが、只(3)の通年雇用奨励金・冬期雇用安定奨励金を活用した労働者についてはうんぬんというふうには有りますが、この通年雇用奨励金・冬期雇用安定奨励金というのが私わからないわけです。それで、ここについては疑問があるんですが。
- 中橋委員 私が理解している範囲で、ただいま杉山議員がおっしゃられている通年雇用奨励金・冬期雇用安定奨励金、季節労働者の冬期援護制度というのは季節労働者個人に当てはまる制度と季節労働者を雇っている事業所・会社に与えられている制度、この文言・会社の事業所の方、通年雇用を本来は雇用保険制度が変わる中で出てきた制度ですよね、それで当時90日有ったものが50日になったということですが、この時一貫して国のほうが言っているのはなるべく年間とうして働いてもらいなさいそれは企業に対してお願いしますよということで、企業に対する奨励を行って来てるんです。その詳細は色々あるがここでそのことを指していると理解しています。ですからここでいうのは企業で奨励を受けた人は企業で奨励しなくなったよというふうにして、一季節労働者として地域の季節労働者として地域の雇用制度を受けようとしても後年それは駄目ですよということが、今回盛り込まれたということですね。
- 杉山委員 今の説明を聞きますと、企業は全部が通年雇用奨励金を受けている訳ではないわけで、受けている会社に勤めている方について援護制度はしませんよということですね。そういうことですか。
- 中橋委員 私が認識している範囲で、この制度を活用して企業が一定期間労働者を雇い入れをするというか、通年、普通通年といいますと1年間の雇用ですね、実質的には1年間の雇用になっていないんだけど雇い止めをして、その奨励を受けることによってその人に振り変わったお金・普通は会社が給料だす

んですが振り変えたお金で出せると、そういうシステムをとった所については当たっている。だから事業所だから全部当たっているということではないですね。

○杉山委員 雇用奨励についてはわかりましたけれど、釈然としないんですね。

○委員長（千葉 幹雄） 委員長としてこれについては、今日付託になったわけで、事前調査されていないと解らない文言があると思ったものですから時間を取ったんですけども、そこが解らなければ審査が出来ないということであればこれ以上進まないわけですけども、ちょっと理解がしかねるということですか。若干休憩いたします。

（今後の審査方法について協議）

○委員長（千葉 幹雄） 再開します。時間を頂きたいということでございますので、本定例会会期中の継続審査ということにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○委員長（千葉 幹雄） 異議なしと認めます。それでは陳情第4号は会期中の継続審査ということにさせていただきます。

委員会の開催日時ですけども、会期中の中で副委員長と相談をさせていただきまして一任させていただきます。よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（千葉 幹雄） それでは他の委員会との兼ね合いもございますので、調整しながら副委員長と決定させていただきと思えます。後日またご案内申し上げます。

次に、2番目の所管事務調査に入ります。

（観光、運輸・労政及び消費生活。土地改良に関する事項の所管事務調査）

（15：20 開会）